

令和4年度の 消費生活生活相談受付状況をお知らせします

■ 令和4年度、太宰府市消費生活センターへ、500件の相談が寄せられました。

相 談 内 容	件 数
通信販売トラブル	101件
インターネットサイトトラブル	28件
架空請求(メール、SMS、はがき)	20件
住宅工事、建築関係	17件
不動産賃貸借(賃貸物件の退去費用 など)	15件
その他契約トラブル(通信契約 など)	132件
その他(多重債務、店への苦情、情報提供 など)	187件
合 計	500件

全体の相談件数の約5分の1が
通信販売に関する相談でした。



通信販売トラブルについて

通販トラブルでも特に、SNS や動画投稿サイトに表示される『お試し価格〇〇円』、『初回無料』などの広告を見てダイエット食品や化粧品を購入したところ、決められた回数購入しないといけない『定期購入』だったという相談が多く寄せられています。

相談が多い商品例



■基礎化粧品



■ダイエット食品



■筋肉増強サプリ



■脱毛クリーム

■健康食品

■プロテイン



定期購入のサイトでは、低価格である事が強調されて、契約条件などの表示は小さく分かりにくい場合があります。定期購入だと分かって購入した場合も、『いつでも解約可能』と書いてあるにも関わらず電話が込み合っていてつながらない、解約できないというトラブルも寄せられています。



通信販売にはクーリング・オフ制度はありません。簡単に解約できない場合もありますので、商品の注文前には、定期購入が条件となっていないかしっかり確認しましょう。もしもの時にそなえ、サイトの申し込み最終画面のスクリーンショットを撮り、表示されていた契約条件を証拠として残しておきましょう。